

草津市住民投票条例

【逐条解説書 改定版】



平成28年4月

草津市

草津市住民投票条例および同条例逐条解説書

目次

第 1 条	目的	1
第 2 条	市政に関する重要事項	3
第 3 条	発議または請求等	6
第 4 条	設問の形式等	8
第 5 条	実施の請求等	9
第 6 条	署名等の収集	10
第 7 条	署名簿の提出等	12
第 8 条	署名等の審査等	13
第 9 条	住民投票の実施	15
第 10 条	投票資格者	16
第 11 条	投票資格者名簿の調製等	17
第 12 条	情報の提供	18
第 13 条	住民投票の期日	19
第 14 条	投票所	20
第 15 条	投票することができない者	20
第 16 条	投票の方法	21
第 17 条	期日前投票等	22
第 18 条	無効投票	23
第 19 条	投票運動	23
第 20 条	住民投票の成立要件	24
第 21 条	投票結果の告示等	25
第 22 条	再請求の制限期間	25
第 23 条	投票および開票	26
第 24 条	審査請求	27
第 25 条	審議会	30
第 26 条	結果の尊重	31
第 27 条	委任	31
参考資料		
	草津市住民投票制度の手続の流れ	33
	草津市住民投票条例施行規則	34
	草津市選挙管理委員会に対する事務委任規則	55
	草津市自治体基本条例	57

(注) 当条例に規定している草津市長が執行することとなっている事務の一部については、草津市選挙管理委員会に委任していることから、当解説書では、実際に事務を執行する者での記載をしております。本文中、「施行規則」とは、本条例と同時に施行する草津市住民投票条例施行規則を指し、実際の運用に関しては、『●』の記号を用いて追記しています。

(目的)

第1条 この条例は、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号。以下「基本条例」という。）第28条に規定する住民投票の実施に関し、必要な事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって自治の確立を図ることを目的とする。

<解説>

- 本条例は草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号。以下「基本条例」という。）第28条第4項の規定に基づき、市政に関する重要事項について、住民に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって自治の確立に資することを目的として制定するものです。

【自治体基本条例】

第28条 市長は、市政に関する重要事項について、直接、住民（本市の区域内に住所を有する者で別に条例で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）の意思を確認するため、法律に定める以外の住民投票（以下この条および次条において「住民投票」という。）を実施することができる。

2 市長は、一定数以上の住民から住民投票の実施の請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市長は、一定数以上の議員から住民投票の実施の提案が議会で行われ、その議決があったときは、住民投票を実施しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、住民投票に関して必要な事項は、別に条例で定める。

- 本条例においては、住民投票の実施に必要な要件や手続など基本的な事項を定めています。

住民投票制度とは

- 住民投票とは、住民の代表である議会や市長が、市政の重要な事項について決定するうえで、住民の意思を直接確認する必要があるときや、住民自身が自らの意思を表明することにより、議会や市長の決定に住民の意思を反映させようとするときに実施するもので、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて、住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策実行が期待できます。

- 現行の地方自治制度は、間接民主制を基礎に置き、市政への住民の意思の反映については、選挙で選ばれた議会や市長が中心的な役割を担っていますが、一つ一つの政策については、議会や市長と意見を異にする場合もあります。また、選挙の時には争点となっていなかった重大な問題が起こることもあります。そのようなときには、多くの住民の意思を直接、議会や市長に届けるために、住民投票は有用な方法の一つです。

本条例の意義とは

- 地方自治法の直接請求制度として、住民の意思を直接確認する必要がある場合に、議員や市長の提案または住民の直接請求（有権者の50分の1以上の者の連署をもって市長に対して行う）により、その都度議会の議決を経て、特定の政策課題についての住民投票条例を制定する「個別型」の制度がありますが、本市では、迅速的に対応できる「常設型」の住民投票制度を設けることとしたものであり、その具体的な手続を定めたものが、この住民投票条例です。



(市政に関する重要事項)

第2条 住民投票に付することができる市政に関する重要事項(以下「重要事項」という。)は、市全体に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項で、住民に直接意思を確認する必要があるものとする。

2 前項に定めるもののほか、重要事項は、次に掲げる事項すべてに該当するものでなければならない。

- (1) 市および住民全体に利害関係を有していること。
- (2) 住民の間または住民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があること。
- (3) 住民の間または住民、議会もしくは市長の間で、事項についての議論が熟し、議論としての最終段階であること。

3 前2項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項または議会もしくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあつては、改めて住民に直接その意思を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

- (1) 特定の個人または団体の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
- (2) 専ら特定の住民または団体および特定の地域にのみ関係する事項
- (3) 市の組織・人事・財務に関する事項
- (4) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- (5) 市の権限に属さない事項
- (6) 地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関する条例の制定または改廃
- (7) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

<解説>

- 本条では、住民投票の対象となる市政に関する重要事項について定めています。
- 基本条例第28条では、「市長は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、法律に定める以外の住民投票を実施することができる。」と規定しています。
- 住民投票の対象となる具体的事項は、あらかじめ例示することは困難であることから、本条では、住民投票に付することができる事項についての必要要件を定めています。
- また、住民投票に付することが適当でない事項についても定めています。

第1項関係

- 本項では、住民投票に付することができる市政に関する重要事項について、「(1)市全体に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項」、「(2)住民に直接意思を確認する必要があるものであること」の2つの要件を満たす必要があることを定めています。
- これらの要件に該当するか否かについては、対象となる事案を取り巻くさまざまな状況や事情を総合的に勘案し、判断される必要があります。

第2項関係

- 重要事項は前項に定める要件および、次の3つの条件のすべてに該当するものでなければ、住民投票に付することができないものとしています。
 - ①重要事項が、市および住民全体に利害関係を有していること
 - ②住民の間または住民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があること
 - ③住民の間または住民、議会もしくは市長の間で、事項についての議論が熟し、議論としての最終段階であること
- なお、「住民の間または住民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があること」については、①一般質問などの議会における審議の状況、②住民からの請願・陳情の状況、③マスコミ報道等の状況などを踏まえて確認することになります。

第3項関係

- 住民投票制度が間接民主制を補完するための制度である点を踏まえ、既に住民投票に付された事項または議会もしくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項については、改めて住民に直接その意思を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければ住民投票に付することができないこととしたものです。

※特別な事情が認められる例

- ・ 景気変動等による財政状況の大きな変化
- ・ 対象事案に係る国の制度等の大幅な変更
- ・ 時間的経過や他の事業への代替等に伴う再検証の必要性 など

第4項関係

- 対象となる事案の性格上、住民投票に付することが適当でないものは、各号に掲げるとおり、対象事項から除外することとしています。

第1号関係

- 特定の個人や団体に関することや、公共施設の利用を制限することなどについて住民投票を実施した場合、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、除外事項としています。

第2号関係

- 住民投票は、全市域の住民を対象として実施されるものであることから、その影

響が特定の地域に限られるような事項については、前号と同様、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、除外事項としています。

- 例えば、特定の学校の統廃合に関する事項については、専ら学区内に居住する住民の利便性や教育環境の問題であるならば、対象から除外されることとなりますが、その問題が全市的な学校統廃合の問題に波及するものであるならば、一律に除外されるものではありません。

第3号関係

- 市の組織編成や人事、予算編成や支出命令等の財務に関するものについては、決定した政策をいかに効率的かつ効果的に、そして確実に執行するかという長の執行権の前提になるものであり、それらが政策判断の要素を含まない純然たる内部管理の事項は住民投票に適さないため、除外事項としています。

第4号関係

- 「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票や、市長の解職または議会の解散などを求める投票などについては、すでに法律上に住民投票を行える制度が用意されており、これらについては法令の規定に基づいて住民投票が実施されることが適当であるため、除外事項としています。

第5号関係

- 住民投票条例は、本市の制度であることから、市の権限に属さない事項を対象にすることは、住民投票になじまないものと考えられることから、除外事項としています。市に権限がないものについて住民投票を行ったとしても、議会や市長は、その結果を尊重した意思決定を行うことができません。例えば「日本国憲法の改正」や「日米安全保障条約」など本来的に外交や防衛等については国の権限で行うものであって、市の権限に属するものではないので除外します。

第6号関係

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定されている直接請求の対象から除外されている地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関する条例の制定または改廃について、これらは地方公共団体存立の根幹にかかわるものとして、大局的な見地から代議制のもとで判断されるべきものであると考えられることから、除外事項としています。

第7号関係

- 住民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、第1号から第6号に掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられることから、このような概括的な項目を設けています。これに該当するには、第1号から第6号までに掲げられた除外事項と同等の合理的理由を有する必要があります。

(発議または請求等)

第3条 本市の議会の議員および長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「代表者」という。）から、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の請求があったときは、市長は直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とする。

4 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、または代表者であることができない。

(1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者

(2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

(3) 草津市の選挙管理委員会の委員または職員

5 議会は、住民投票を発議する場合は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成をもって議案を提出し、出席議員の過半数の議決をもって、市長に対し、その実施を請求することができる。

6 市長は、自ら住民投票を発議し、その実施を決定することができる。

<解説>

○ 本条では、基本条例第28条の規定に基づき、住民、議会、市長の三者が発議できることおよびそれぞれの発議に係る要件等を定めています。

第1項関係

○ 基本条例第28条第2項では、「市長は、一定数以上の住民から住民投票の実施の請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。」と規定しています。

○ 現行法体系のなかにあつて、住民投票制度自体が、間接民主制を補完するものであることに鑑みると、選挙で選出された議員と市長からなる地方自治制度のもと、住民投票自体も地方自治制度の見地から検討されるべきものであるとの考え方が合理的です。このため、市長に対して住民投票の請求権を有する者は、公職選挙法上の選挙権を持つ者としします。

○ このことから、地方自治法第76条に規定されている市長等の解職（リコール）請求に必要な公職選挙法上の選挙権を持つ者の3分の1以上の署名数では、住民の意思を直接確認するための制度として住民投票制度を設ける意味がなくなり、

また、地方自治法第74条に規定されている条例の制定改廃請求等に必要な公職選挙法上の選挙権を持つ者の50分の1以上の署名数では条件が低すぎ、さらに、あまりに少ない署名数で住民投票を行うことができるのであれば、住民にその案件についての議論や認識の深まりがないままに住民投票が実施されてしまうという懸念もあります。このため、その範囲内（50分の1から3分の1の間）で定めることが適切です。

- 「市町村の合併の特例に関する法律」においては、住民が合併について話し合う協議会の設置を請求し議会がこれを否決した場合、公職選挙法上の選挙権を持つ者の6分の1以上の署名をもって、協議会設置の是非を問う住民投票を請求できることになっていることから、住民投票の請求に必要な署名数として、同法における合併協議会設置請求に必要な署名数と同様、公職選挙法上の選挙権を持つ者の6分の1以上とすることが合理的であるとしています。

- 住民投票実施の請求は、選挙管理委員会が署名簿を請求代表者に返付をした日から5日以内に、「住民投票実施請求書」に署名簿を添付して行うこととします。なお、その場合に、有効署名の総数が公職選挙法上の選挙権を持つ者の6分の1に達しないときや署名簿の返付を受けてから5日を超えて請求を行ったときは、市長は却下するものとします。（施行規則第3条参照）

第2項関係

- 住民投票の実施の請求があったときは、市長は直ちに請求の要旨を公表しなければならないこととしています。

第3項関係

- 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者とします。

第4項関係

- 公職選挙法上の選挙権を持つ者でも、選挙権の欠格事由に該当する者または草津市の選挙管理委員会の委員または職員については、請求代表者たりえないこととしています。

第5項関係

- 議会の発議要件については、提案要件として、地方自治法第112条の規定の議員による議案提出の際の基準と同様の議員定数の12分の1以上とし、議決要件として、出席議員の過半数の賛成による議決を経て、市長に対して住民投票の実施を請求することができることとしています。

第6項関係

- 市長は選挙で選出された独任制の機関であり、自らの意思で住民投票を発議し、その実施を決定することができることとしています。

(設問の形式等)

第4条 前条第1項の規定による代表者の請求、同条第5項の規定による請求および同条第6項の決定による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、かつ、住民が容易に内容を理解できる設問としなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。

<解説>

- 本条では、住民投票の際の設問の形式等を定めています。
- 住民投票制度は、住民に直接意思を確認し、その結果を踏まえ議会や市長が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるので、投票結果にさまざまな解釈の余地が生じないように、各主体からの発議または請求に当たっては、容易に理解できる設問内容で、かつ、適切な設問形式にする必要があります。
- また、住民投票を行う段階では、賛成か反対かの意見が拮抗している状態であることが考えられることから、投票の設問形式については、二者択一方式を基本としています。
- ただし、将来的にどのような内容のものが対象となるか想定できないことや、賛否だけを問う二者択一方式では住民意思を確認するのに適切でないケースも想定されること、また過去に他自治体で行われた住民投票で二者択一以外の方法が用いられた例もあることから、3以上の選択肢から一つを選択する方法によることも可能としています。
- 二者択一以外の方法の例として、市町村合併の場合に、①合併反対、②A市と合併すべき、③B市と合併すべきなどの選択肢が設けられることが想定されます。
- 住民発議の場合において、設問や選択肢については、設定の仕方によって恣意的な投票結果を導く可能性も考えられることから、投票資格者にとって分かりやすく、恣意性を排除した公平・公正な設問や選択肢を設定する必要があります。このため、市長は、設問や選択肢の妥当性について必要があると認めたときは、草津市住民投票審議会の意見を聴取することとします。

(実施の請求等)

- 第5条 代表者となろうとする者は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項およびその趣旨を記載した住民投票趣意書（以下「趣意書」という。）を添付して、請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、趣意書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であることおよび前条に規定する形式等に該当することならびに代表者となろうとする者が選挙権を有する者であることおよび第3条第4項に掲げる者でないことを確認したときは、速やかに代表者に請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、請求代表者証明書を交付するか否かを決定する場合において、必要があると認めるときは、草津市住民投票審議会に諮問し、その意見を聴取することができる。
- 4 市長は、請求代表者証明書を交付しないと決定した場合は、その理由を代表者に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

<解説>

- 本条では、住民投票の実施にかかる申請や交付に関する手続等について定めています。
- 代表者となろうとする者が、発議の主宰者として住民投票実施の請求に向けた署名収集などの手続を進めるに当たっては、市長から「請求代表者証明書」の交付を受け、その旨を告示される必要があります。

第1項関係

- 代表者になるためには、「住民投票趣意書」に住民投票に付そうとする事項およびその趣旨を記載し、市長に対し、「請求代表者証明書」の交付申請を行う必要があります。
 - 代表者となろうとする者は、「住民投票趣意書」を添付した「請求代表者証明書交付申請書」により、市長に対して「請求代表者証明書」の交付申請を行うことになります。(施行規則第4条参照)

第2項関係

- 市長は、第1項の規定による申請に基づき、住民投票に付そうとされる事項が第2条に規定される重要事項であること、前条に規定する形式に該当すること、代表者となろうとする者が公職選挙法上の選挙権を持つ者であり第3条第4項の除外規定に該当する者ではないことが確認できたときは、代表者となろうとする者に対して「請求代表者証明書」を交付し、その旨を告示することとしており、確認ができなかったときは、申請を却下することとしています。

- 市長が「請求代表者証明書」を交付した後、代表者が第3条第4項の除外規定に該当する者であることが判明した場合は、直ちにその旨を告示することとしています。（施行規則第4条参照）

第3項関係

- 市長は、前項の規定により「請求代表者証明書」を交付するか否かを決定する場合において、必要があると認めるときは、草津市住民投票審議会に諮問し、その意見を聴取することができるものとしています。
- 草津市住民投票審議会は、住民投票に付そうとされる事項が第2条に規定する重要事項であるかどうか、さらに、前条に規定する形式や設問の妥当性についても検討することになります。また、請求内容が個人情報保護法などに抵触しないかなどの法的確認も併せて行うこととします。

第4項関係

- 市長は、「請求代表者証明書」を交付しないと決定した場合は、その理由を代表者となろうとする者に通知するとともに、その旨を公表することを義務付けたものです。

（署名等の収集）

- 第6条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に趣意書またはその写しおよび請求代表者証明書またはその写しを添付して、選挙権を有する者に対し、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所および生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。
- 2 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、滋賀県の議会の議員もしくは知事または本市の議会の議員もしくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。
- 3 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から31日以内とする。
- 4 第1項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項から第9項までおよび第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

<解説>

- 本条では、代表者が行う住民投票の実施請求のために必要となる署名収集の方法等について定めています。

第1項関係

- 「署名簿」には、「住民投票趣意書（写しでも可）」と「請求代表者証明書（写しでも可）」を添付することが必要となります。また、署名収集は公職選挙法上の選挙権を持つ者に対して、①署名、②押印、③署名年月日、④住所、⑤生年月日の記載を求め、署名については、代筆署名が認められる場合を除いて、必ず自署しなければならないこととしたものです。

- ☛ 代表者は、公職選挙法上の選挙権を持つ者に署名等の収集を委任することができます。委任を受けた者は、「住民投票趣意書（写しでも可）」、「請求代表者証明書（写しでも可）」と「住民投票実施請求署名収集委任状」を添付した「署名簿」を用いることとなります。なお、代表者は署名等の収集を委任したときは、直ちに「住民投票実施請求のための署名収集委任届出書」を市長および選挙管理委員会に届け出る必要があります。（施行規則第5条参照）

第2項関係

- 地方自治法上の直接請求制度では、選挙制度と直接請求のための署名収集行為とを時間的に切り離すことによって、それぞれの制度の適正な運用を期そうとする趣旨から、本市内や本市を包括する区域内で地方選挙や国政選挙が行われるときは、一定期間、当該区域内では署名収集を禁止しており、本市の住民投票制度でもこれに準じることとしているものです。

第3項関係

- 地方自治法上の直接請求制度では、市町村の場合、署名収集期間が1月以内とされており、それに準じて、本市の署名収集期間も1月以内（31日以内）としています。

第4項関係

- 署名に関する手続等は地方自治法の規定の例によるものとするを規定したものです。



(署名簿の提出等)

第7条 署名簿に署名等をした者（以下「署名者」という。）の総数が公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1以上となったときは、代表者は、前条第3項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内に署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、署名者が、選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名者の総数が公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1に満たないことが明らかであるとき、または同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

<解説>

- 本条では、「署名簿」に署名等をした者の数が必要署名者数以上になったときの署名審査のための「署名簿」の提出などを規定するとともに、必要署名者数に満たないとき等の却下について定めています。

第1項関係

- 代表者は、署名収集が終了し、署名者数が必要署名者数に達したときは、選挙管理委員会に対して、「署名簿」に署名等をした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求める必要があります。証明を求める際には、「署名簿」が2冊以上に分かれているときはこれを一括した上で、選挙管理委員会に「署名簿」を提出しなければならないとしています。
- また、「署名簿」の整理等に要する時間を考慮して、「署名簿」の提出までに5日間の猶予を設けています。これは「署名簿」提出の期間の終期を定めたものであり、署名収集の期間満了前であっても、請求代表者の判断で「署名簿」を提出することは差し支えありません。なお、提出期間の終期である5日目が市の休日（土日、祝日および12月29日から1月3日）に当たるときは、草津市の休日を定める条例（平成2年草津市条例第2号）第2条の規定により、その翌日が「署名簿」の提出期限となります。
 - 「署名簿」に署名し印を押した者は、代表者が「署名簿」を市長に提出するまでの間は、代表者を通じて、「署名簿」の署名および印を取り消すことができます。（施行規則第6条参照）

第2項関係

- 選挙管理委員会は、次に該当するときは、「署名簿」の提出を却下しなければなりません。
 - (1) 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき
 - (2) 署名簿の提出期間を経過しているとき

(署名等の審査等)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から20日以内に審査を行い、署名等の効力を決定し、署名者が選挙人名簿に登録された者であることを証明しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
 - 3 前項の署名簿の縦覧の期間および場所については、市長は、あらかじめこれを告示し、かつ、公衆の見やすい方法によりこれを公表しなければならない。
 - 4 署名簿の署名等に関し異議があるときは、関係人は、第2項の規定による縦覧期間内に市長にこれを申し出ることができる。
 - 5 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人および関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。
 - 6 市長は、第2項に規定する縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、または前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨および有効な署名者の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

<解説>

- 本条では、選挙管理委員会に提出された「署名簿」の署名等の審査方法、審査後の「署名簿」の縦覧およびそれに関する異議の申出、有効署名数の告示などについて定めています。

第1項関係

- 選挙管理委員会は、請求代表者から「署名簿」が提出され、署名等の証明を求められたときは、署名等をした者が選挙人名簿に登録されている者かどうかについて審査を行い、署名等の効力を決定し、印をもって有効、無効である旨の証明を

しなければならないとしています。

- なお、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭や証言を求めた内容や無効と決定した署名についての決定の内容など必要な事項を「署名審査録」に記載し、署名の効力が確定するまでの間、保存することとしています。(施行規則第5条参照)

第2項関係

- 「署名簿」の縦覧は、署名の効力の未確定な「署名簿」を関係人の縦覧に供し、署名の効力を確定させることを目的としています。
- 関係人とは、「署名簿」の署名等の効力に関して直接利害関係を有する者をいいますが、直接利害関係を有するか否かは縦覧の結果初めて明らかになるものであることから、選挙人名簿に登録されるべき者全員が関係人ということになります。
- 選挙管理委員会は、署名等の証明が終了したときは、選挙管理委員会が指定した場所において、7日間(土日、祝日等を含む。)、「署名簿」を縦覧に供することとしています。

第3項関係

- 縦覧の期間と場所については、選挙管理委員会があらかじめ告示することとしています。

第4項関係

- 縦覧に付された「署名簿」の署名等の効力に関し異議のある者は、第2項に規定する縦覧期間内に、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、選挙管理委員会に対し、異議の申出を行うことができますとしています。したがって、口頭による申出は認められません。異議の申出ができるのは、「署名簿」の署名等についてであり、署名自体に関することはもちろん、署名を求める手続等の瑕疵を内容とする署名に関する事項や「署名簿」そのものの効力を争う場合も含まれます。

第5項関係

- 選挙管理委員会が異議の申出を受けたときは、その日から14日以内にその異議に対する決定を行わなければならないとしています。
 - 申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人と関係人に通知し、告示することとしています。また、その修正が異議の決定に基づく旨や異議の申出人の氏名、異議の決定の年月日を「署名簿」に附記するとともに、「署名審査録」に修正の内容を記載することとしています。(施行規則第5条参照)

第6項関係

- 選挙管理委員会は、縦覧期間内に異議の申出がないとき、またはすべての異議に対する決定を行ったときは、その旨および有効署名数を告示し、請求代表者に署名簿を返付しなければならないとしています。
 - 「署名簿」の末尾に署名総数ならびに有効署名数および無効署名数を記載し、有

効署名数などを告示し、請求代表者に「署名簿」を返付しなければならないとしています。(施行規則第5条参照)

(住民投票の実施)

第9条 市長は、第3条第1項の規定による代表者の請求または同条第5項の規定による請求があったときは、請求の日から起算して5日以内に、住民投票を実施するか否かを決定し、その旨を代表者または議会の議長ならびに選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 市長は、第3条第6項の決定をしたときは、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により住民投票の実施を決定したとき、または第3条第6項の決定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

<解説>

○ 本条では、住民投票実施の際の手續等について定めています。

第1項関係

○ 基本条例第28条において、「市長は、住民投票を実施することができる」と規定していることから住民投票の執行者は市長になります。市長は、住民発議および議会発議により住民投票の実施を決定したときは、請求の日から起算して5日以内に、その旨を選挙管理委員会と、住民発議の場合は代表者に、議会発議の場合は議会の議長に通知することを義務づけたものです。

第2項関係

○ 市長は、自ら住民投票を実施することを決定したときは、その旨を選挙管理委員会に通知することを義務づけたものです。

第3項関係

○ 市長は、住民投票の実施を決定したときは、そのことを市民に広く周知するために、請求の趣旨等を付して実施の告示を行わなければならないこととしています。



(投票資格者)

第10条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第11条第1項もしくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条または地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者は、住民投票の投票権を有しない。

<解説>

○ 本条では、住民投票の投票資格者について定めています。

第1項関係

○ 住民投票の投票資格者は公職選挙法第9条第2項に規定する選挙権を有する者となります。

○ 公職選挙法第9条において、選挙権に「3箇月以上」の住所要件が設けられているのは、「その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要である」ことが理由とされていますが、本条例においても、この考えに準じて市内における在住の要件を「3箇月以上」としているものです。

住民投票の投票権を有する者は、選挙権を有する者とする考え方について

- ・ 地方公共団体の団体意思の決定に間接的に関与する住民投票資格者と公職の代表を選挙する選挙権者が異なることは、法制度として一貫性を欠くことになり、住民参加の制度として、なぜ両者の投票資格者が異なるのか合理的な説明が困難です。
- ・ 住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完するための市民参加制度の一つとして位置付けられるものであることから、住民投票制度は、あくまでも二元代表制を前提とし、その枠組みの中で実施されるべきであると考えます。
- ・ 住民投票の投票資格者を、選挙権を有する者より拡大した場合、選挙権を有しない者の意思がそれを有する者の決定を（住民投票により）覆すことになる可能性があります。
- ・ 住民投票の投票資格が選挙権と同一でない場合に、住民投票の対象事案が選挙においても争点となったとき、双方の投票結果が異なるものになると混乱

を生じることから、住民投票制度の安定性、信頼性を確保する必要があります。このため、住民投票の投票資格と選挙権を一致させることとしています。

- ・ 住民投票とは、自治体の重要な政策について、住民の意思を市政に反映させることです。その観点からすると、政治的な判断ができる資格を持つ者として、現状では、現行法として整備されている公職選挙法に基づくことが合理的であると考えます。
- ・ 「幅広い層の住民の意見を聴く」という理由により、投票資格者に未成年者を含めるという考え方もありますが、上記の理由により合理的ではありません。住民投票は、直接の政治判断を行わせることであり、「意見を聴く」とことは性質が異なるからです。「意見を聴く」ことが求められる場合は、例えばアンケート等、他の手法を考慮することでよいと考えられます。

第2項関係

- 前項の要件を満たす者であっても、選挙権の欠格事由に該当する者については、投票資格者から除くこととしています。

(投票資格者名簿の調製等)

- 第11条 市長は、住民投票が行われる場合においては、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第13条第2項の規定による告示の日の前日（同条第1項ただし書の規定により住民投票の期日を変更する場合にあつては、市長が定める日）現在（投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

<解説>

- 本条では、投票に当たって、投票資格者の範囲を確定するための投票資格者名簿の調製の方法等について定めています。

第1項関係

- 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製しなければならないとしています。この投票資格者名簿が、住民投票の請求をしたり、投票をしたりすることのもとになります。ここに定める記載事項は、投票資格者本人であることを確認し得る最小限の情報です。

- ☛ なお、投票資格者名簿は選挙人名簿によって代えるものとします。(施行規則第7条参照)

第2項関係

- 選挙管理委員会は、前項の名簿を調製した日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者であることを知った場合には、その者が投票できるよう、速やかに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならないとしています。

- ☛ 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者が、公職選挙法等の規定により選挙権を有しなくなったことを知った場合や市内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに投票資格者名簿にその旨を表示しなければならないとしています。

また、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったことや誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載内容の修正などを行い、公職選挙法上の選挙権を有しなくなった場合には、直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならないとしています。(施行規則第7条参照)

(情報の提供)

第12条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関する必要な情報を本市の広報紙への掲載その他適当な方法により提供しなければならない。

<解説>

- 本条では、住民投票に関する必要な情報の提供について定めています。
- 住民投票の対象事項についての具体的な情報を持つのは市長であり、選挙管理委員会は自ら情報を持たないため、情報提供は市長が行うものとします。
- 住民投票は市政に関する重要事項について、住民に直接その意思を問う仕組みであることから、住民の投票行動を促すためには、住民が政策案を理解するための情報を得ることが必要不可欠であり、争点や論点を明らかにしながら住民の間で十分な議論を重ねた上で住民投票が実施されるべきです。このため、市長は、住民投票を実施する際、必要な情報を広報、ホームページ等を活用して、広く住民に提供することを義務付けるものです。
- 住民投票の執行者である市長には、中立的な立場が求められます。自ら情報提供をするだけでなく、例えば、賛成派、反対派が自由に意見を言える場を設けることなども考えられます。

(住民投票の期日)

第13条 市長は、第9条第1項または第2項の規定による通知があった日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めなければならない。ただし、当該投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により定めた投票日を、当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

<解説>

○ 本条では、住民投票を実施する期日について定めています。

第1項関係

○ 住民投票の投票日は、住民投票の実施を決定し、その告示をした日から起算して90日までの間に設定することとします。

その理由は、次のとおりです。

ア 投票所の開設準備、投票資格者名簿の調製、投・開票事務従事者の確保、住民投票の啓発、投票用紙等の印刷、開票機材等の準備には、最低必要期間として30～40日間が必要となるなど、投票の実施までの事務的な準備期間が必要であること。

イ 投票資格者に対する周知を十分に行う必要があること。

ウ 投票の期日までの期間が長過ぎると、投票資格者の投票への関心が薄れることが懸念されること。

○ そのほか、公職選挙法においては、一時的に有権者になることを目的とする転入を防ぐため、投票の期日までに3箇月以上住所を有するという要件を課していることから、それと同様に、90日を超えない範囲で住民投票を実施する必要があるとしています。

○ なお、住民投票を公職選挙法に基づく選挙（国政選挙または地方選挙）と同日に実施した場合、選挙の結果に影響を及ぼす懸念があり、また、投票に際して重要な情報源となる住民の投票運動ができなくなるなどの課題があることから、これらを考慮したうえで、投票日を決定することとしています。

第2項関係

○ 選挙管理委員会は、前項の規定により定めた投票日を、政令指定都市以外の市の議会の議員および長の選挙と同じように当該投票日の7日前までに告示することとしたものです。

(投票所)

第14条 投票所および第17条に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、市長が指定した場所に設けるものとする。

2 市長は、投票所については投票日の5日前までに、期日前投票所については前条第2項の規定による告示日にその場所を告示しなければならない。

<解説>

○ 本条では、住民投票の際の投票所について定めています。

第1項関係

○ 選挙管理委員会の指定する場所に投票所および期日前投票所を置くこととしています。

- 投票区は、公職選挙法第17条の規定により設けられた投票区とします。(施行規則第8条参照)

第2項関係

○ 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を告示し、期日前投票所については、投票日を告示する日にあわせて告示することとします。「5日前までに」というのは、公職選挙法の規定による選挙の投票日の告示と同じものです。

(投票することができない者)

第15条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 住民投票の当日(第17条の期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

<解説>

○ 本条では、住民投票にあたり、投票することができない者について定めています。

第1項関係

○ 第10条に規定している投票資格者であれば投票資格者名簿に登録されるため投票することができます。投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができません。ただし、第11条第2項に規定しているように当然、登録すべき要件が具備されていながら、登録されていない者は、補正登録を行い、その旨を告示します。

第2項関係

- 適法に投票資格者名簿に登録されていても、投票の当日に投票資格を有しない者については投票できないことの実質的要件を規定しています。例えば、投票資格者名簿に登録されていても、投票の当日に市外に転出している者などは投票することができないこととなります。また、他の法律により、公民権を停止された者（公職選挙法第11条第1項第1号～第3号に該当）も投票できません。

(投票の方法)

第16条 住民投票の投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をすることができる。
- 3 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載し、これを投票箱に入れなければならない。
- 4 身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

<解説>

- 本条では、投票人が投票を行う場合の基本的な投票の方法などについて定めています。
- 投票方法については、公明性・適正性の観点に基づき、公職選挙法に基づく通常の選挙と同様の投票方法を基本とします。

第1項関係

- 住民投票は、投票によって住民の意思を確認する制度ですが、その投票の数について、付議事項ごとに1人1票の平等の原則によるものであることを明らかにしています。秘密投票については、憲法第15条第4項で、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。」と規定しています。

第2項関係

- 第17条に定める不在者投票の場合を除き、原則として、①投票日（期日前投票を含む。）の当日に投票しなければならないこと、②本人が自ら投票所に行き投票しなければならないこと、③投票資格者名簿の抄本との対照を経て投票をしなければならないこと、について定めています。
- 「自ら投票所に行き」とは、本人投票主義とともに投票所投票主義を明らかにしたもので、秘密投票の趣旨を貫き、投票の公正を確保しようとするものであります。

第3項関係

- 投票の記載方法および投函の方法について定めたものであって、投票の自書主義および秘密投票主義の原則を明らかにしています。
- 投票の記載方法については、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）における投票用紙の記載方法と同じく、市長が定めた様式の投票用紙に印刷された欄内に○の記号を付ける方法を採用しています。記載方法を簡単にするにより、無効投票の減少や開票作業時間の短縮も期待できます。

第4項関係

- 身体の故障その他の理由による代理投票が可能な旨を規定しています。選挙の方法は、秘密投票主義の建前から選挙人自ら投票用紙に記載することが原則とされていますが、身体の故障や字が読めないことなどにより自書することができない者は、選挙と同様に代理投票をすることができることとしています。
 - ☛ 代理投票や点字投票についての規定を施行規則第14条および同第15条に定めています。

（期日前投票等）

第17条 投票人は、前条第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票または不在者投票を行うことができる。

<解説>

- 本条では、投票の方法に関する原則を規定した前条の例外となる投票の方法について定めています。
- 職務や疾病などにより投票日に投票所へ行けない者や身体に重度の障害がある者は投票日の前でも投票できるとする選挙における期日前投票と不在者投票の制度を住民投票にも設けます。
 - ☛ 詳細は施行規則第16条および同第17条に定めています。



(無効投票)

第18条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したかを確認し難いもの
- (6) 白紙投票

<解説>

- 本条では、投票の形式的無効要因を例示的に列挙しています。
- 公職選挙法第68条第1項における、衆参両議院議員の選挙以外の選挙の投票についての無効投票の規定と同様、投票資格者が行った投票であること、適法な住民投票の手続によったものであることおよび適法な投票所で行われたものであることの実質的な要件と、適法な投票用紙が使用されていることおよび適法な記載であること等の形式的要件を備えていなければならないとしているものです。

(投票運動)

第19条 住民投票に関する投票運動は、自由にこれを行うことができる。ただし、市民の自由な意思が拘束され、または不当に干渉されるものであってはならない。

<解説>

- 本条では、住民投票に関する投票運動について定めています。
- 住民投票運動に際しては、公職選挙法の制限がないことおよび対象事項に対する住民の理解を深め、住民同士の議論を活発にすることにより、住民の関心を高めることが必要であるため、基本的には自由に投票運動が行えるものとします。
- ただし、投票運動については、不正を排除し公正を確保することが必要であるため、罰則までは設けないものの、例えば、①金品、物品、供応接待などの買収、②寄附などの特殊の直接利害関係を利用した投票の誘導、③暴行や脅迫、偽名等による通信などによる住民投票運動の妨害行動など、投票資格者の自由な意思を拘束するような行為や、市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはならないという倫理的な規定を置くものとします。

(住民投票の成立要件)

第20条 住民投票は、一つの事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

<解説>

- 本条では、住民投票の成立要件について定めています。
 - 基本条例では、住民投票の目的を「住民の意思を確認するため」と規定しています。一定の投票率に達しない場合、十分な民意を把握できないおそれがあり、また、議会および市長は、「投票結果を尊重する」としている以上、一定の投票率が確保されることが必要です。
 - したがって、以下の理由から、住民投票の実施に伴い、一定の投票率として2分の1に達しなかった場合に、住民投票自体が不成立になる旨の規定を設けることとしました。
 - (1) 投票結果に一定の信頼性を確保できること。
 - (2) 所定の投票率に満たなかったことは、民意がそこまで高まらなかったとみなすことができること。
 - (3) 投票率が低い場合に、一部の住民の意見が議会や市長の意思決定に影響を及ぼす可能性があり、特に、僅差の場合や、組織的な投票行動があるような住民投票においては、その危険性が強いこと。
 - (4) 重要事項についての住民投票であり、十分な民意を把握するためには、50%以上の投票率が必要であること。
- 選挙管理委員会は、成立要件を満たしているかどうかを審査し、住民投票の成立か不成立の決定をすることとし、成立しない場合は、開票作業その他の作業は行わないものとします。(施行規則第22条参照)



(投票結果の告示等)

第21条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、または住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

2 市長は、第3条第1項の請求に係る住民投票について、前項の規定により告示したときは、その内容を直ちに請求代表者に通知しなければならない。

3 市長は、第3条第5項の請求に係る住民投票について、第1項の規定により告示したときは、その内容を直ちに議会の議長に通知しなければならない。

<解説>

○ 本条では、投票の結果が判明したときの周知について定めています。

第1項関係

○ 市長は、住民投票が成立したか否かについて、また、成立した場合は投票結果を広く住民に周知するために、直ちに告示することとしています。

- 告示事項は、施行規則第23条に定めており、住民投票に付された事項、投票者総数、有効投票数、無効投票数などとなっています。

第2項関係

○ 市長は、住民発議の場合には、請求代表者に対して、投票の結果を通知することとしています。

第3項関係

○ 市長は、議会発議の場合には、議会の議長に投票の結果を通知することとしています。

(再請求の制限期間)

第22条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項または当該事項と同旨の事項について第3条第1項の規定による請求を行うことができないものとする。

<解説>

○ 本条では、住民投票の再請求の制限期間について定めています。

○ 住民投票が実施された際の結果に関し、ある程度の時間の経過による社会の変化がなければ、住民の意思は変わらないと考えられることから、同一事項および同

旨の事項に対する再投票については、以下の理由で、時間的な制限を設けるべきであるとしています。

- (1) 住民投票の対象となった事項に関し、状況や条件によほどの変化が生じない限り、一旦示された「住民の総意」が大きく変わるということは考えにくいこと。
 - (2) 住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は住民の総意を否定するものと考えられること。
 - (3) 住民投票の実施に当たっては、多くの労力と費用が必要となるため、短期間に住民投票が繰り返されると過大な財政的負担が生じてしまうこと。
 - (4) 議会や市長が投票結果に対する尊重義務を果たすためには、事項について熟慮し検討する時間が必要であること。
- 住民投票の実施後に、大きな社会状況の変化により、比較的短期間で住民の意向が変化する場合が考えられます。しかし、住民投票は間接民主制を補完するものであり、議会や市長が、住民投票の結果も踏まえ、住民の意向を確認しながら、そうした状況の変化に対応することが基本であり、直ちに住民投票を行う必要が生じるものではないと考えます。
 - 一方で、同一の事案について再度の投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないこととなります。
 - 以上から、投票結果の安定化を図りつつ、社会情勢の変化にも対応できるようにするために、議会の議員や市長の選挙が4年ごとに行われることから、少なくとも2年経過すれば選挙の争点になりうるという点を考慮し、住民投票の再投票の制限期間を2年間としています。

(投票および開票)

第23条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票および開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）および草津市公職選挙等執行規程（昭和58年選管告示第55号）の規定の例による。

<解説>

- 本条では、投票および開票について定めています。
- 住民投票の手續等実務は選挙とほぼ同様であり、一部の事務については選挙管理委員会に委任するため、具体的手續等は公職選挙法等に準じて行うのが効率的で円滑な手段と考えられます。

■ 施行規則第9条から同第12条および同第18条から同第21条参照

(審査請求)

第24条 請求代表者証明書の不交付の決定について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求があったときは、市長は、第5条第3項の規定により諮問した場合を除き、草津市住民投票審議会に諮問しなければならない。

2 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 市長は、第1項の審査請求があったときは、行政不服審査法第9条第1項の規定に基づく審理員の指名についてはこれを行わないものとする。

<解説>

- 本条では、「請求代表者証明書」の不交付の決定における審査請求について定めています。
- 審査請求・・・行政不服審査法で認められた不服申立て

第1項関係

- 「請求代表者証明書」の不交付の決定について、審査請求があったときは、市長は、草津市住民投票審議会に諮問することとします。ただし、既に、同審議会に諮問し意見聴取している場合は、原則、諮問することはありません。ただし、市長が必要であると判断する場合は、再度、諮問し意見聴取することも可能です。
 - 市長は、「住民投票審議会諮問通知書」により諮問を行うものとします。(施行規則第24条参照)

第2項関係

- 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならないとしています。
- 裁決・・・審査請求または再審査請求に対する審査庁の最終的な応答
 - 「住民投票審議会答申通知書」により答申を行うものとします。(施行規則第24条参照)

第3項関係

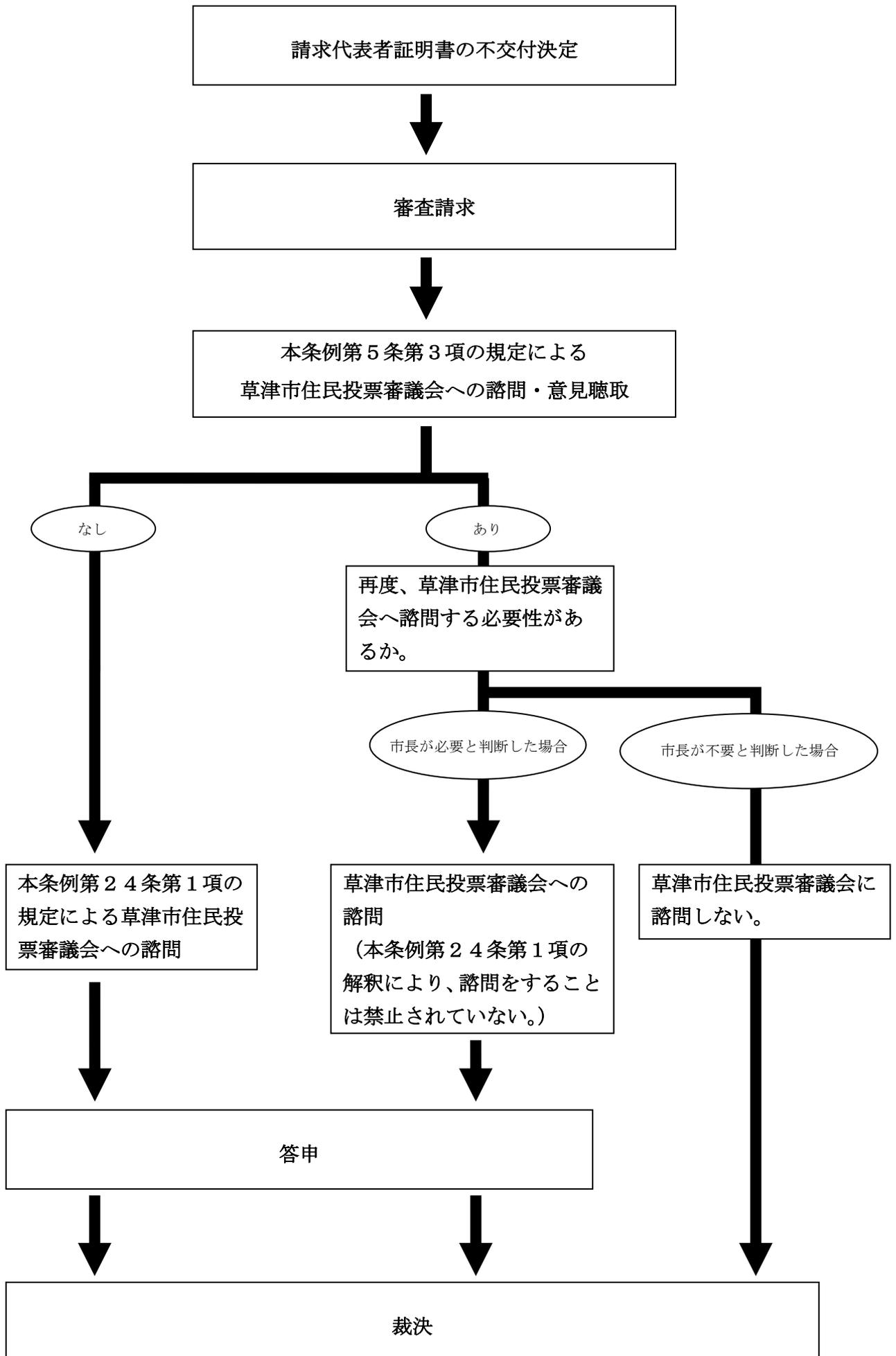
- 本条例第24条第1項の審査請求があったときは、市長は、審理員の指名を行わないこととしています(本条例第5条第3号の規定による諮問をし、再度、草津市住民投票審議会に諮問する場合も同様です。)。審理員は、審査庁の審理の公正さを確保するために設置されるものでありますが、草津市住民投票審議会は、弁護士や大学の教授で構成されており、公正な判断ができる能力を有する者による審査であることは明らかであると同時に、住民投票審議会の所掌事務として、住民投票に付そうとされる事項が重要事項であるかどうか、

設問の形式や内容が妥当かどうか、請求内容が個人情報保護法に抵触しないか、請求者が選挙権を有するものかどうか、などの審査をしたうえで、請求代表者証明書の交付が適切かどうかの意見を頂くことを予定していますので、事務の性質上、審査庁に拘束されることなく、公正さが求められる審査が予定されています。

このことから、審理員の審理手続きを不要としております。

- 審理員・・・審理の公正性・透明性を高めるため、審査請求の審理を行う職員
- 審査庁・・・審査請求を受け、それに対する応答として裁決を行う行政庁

審査請求の手続の流れ



(審議会)

第25条 第5条第3項および前条第1項の諮問に応じて審議を行うため、草津市住民投票審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員の定数は、5人以内とし、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

4 審議会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 審議会は、第5条第3項の意見または第24条第2項の答申を行うため必要があると認めるときは、職員その他関係者に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

<解説>

- 本条では、第5条第3項および前条第1項の諮問に応じて審議を行うための草津市住民投票審議会について定めています。
- 市長は、住民投票を実施することについて、必要があると認めた場合は、草津市住民投票審議会に諮問し、意見を聴取することとしており、本条では、審議会の委員構成等を規定しています。
 - 審議会の運営に関し必要な事項は施行規則第25条に定めています。

第三者機関である住民投票審議会の設置の意義

- 常設型の住民投票条例に基づき、住民投票を実施する場合は、住民投票の対象となる具体的事項をあらかじめ例示することは困難であることから、住民の請求代表者が請求する案件の内容が「市政に関する重要事項」として住民投票の対象として適切か、あるいは、設問内容は適切か、さらには、個人情報保護やプライバシー侵害などの観点から法的に問題がないかなどについては、その都度、判断しなければならず、法的見解や専門的知見が必要となるなど、慎重な判断が求められます。
- このことから、住民投票制度の公正な運用を図るため、市長は、法律の専門家等で構成された諮問機関としての第三者機関を設置し、必要があると認めたときは、必要な事項を検討させ、住民投票を実施することについて最終的な意思決定をすることとします。

(結果の尊重)

第26条 市長および議会は、住民投票の結果を尊重するものとする。

<解説>

- 本条では、住民投票の結果についての取扱いについて定めています。
- 基本条例第29条において、「市は、住民投票の結果を尊重するものとする。」と定めていることから、市長および議会は、住民投票の結果を尊重するものとしています。
- 「尊重」とは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、投票結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会と市長が意思決定を行っていくことを表しています。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<解説>

- 本条では、この条例の実施の細目等について規則で定める旨を明記しています。

付 則

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

付 則

この条例は、平成25年6月6日から施行する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

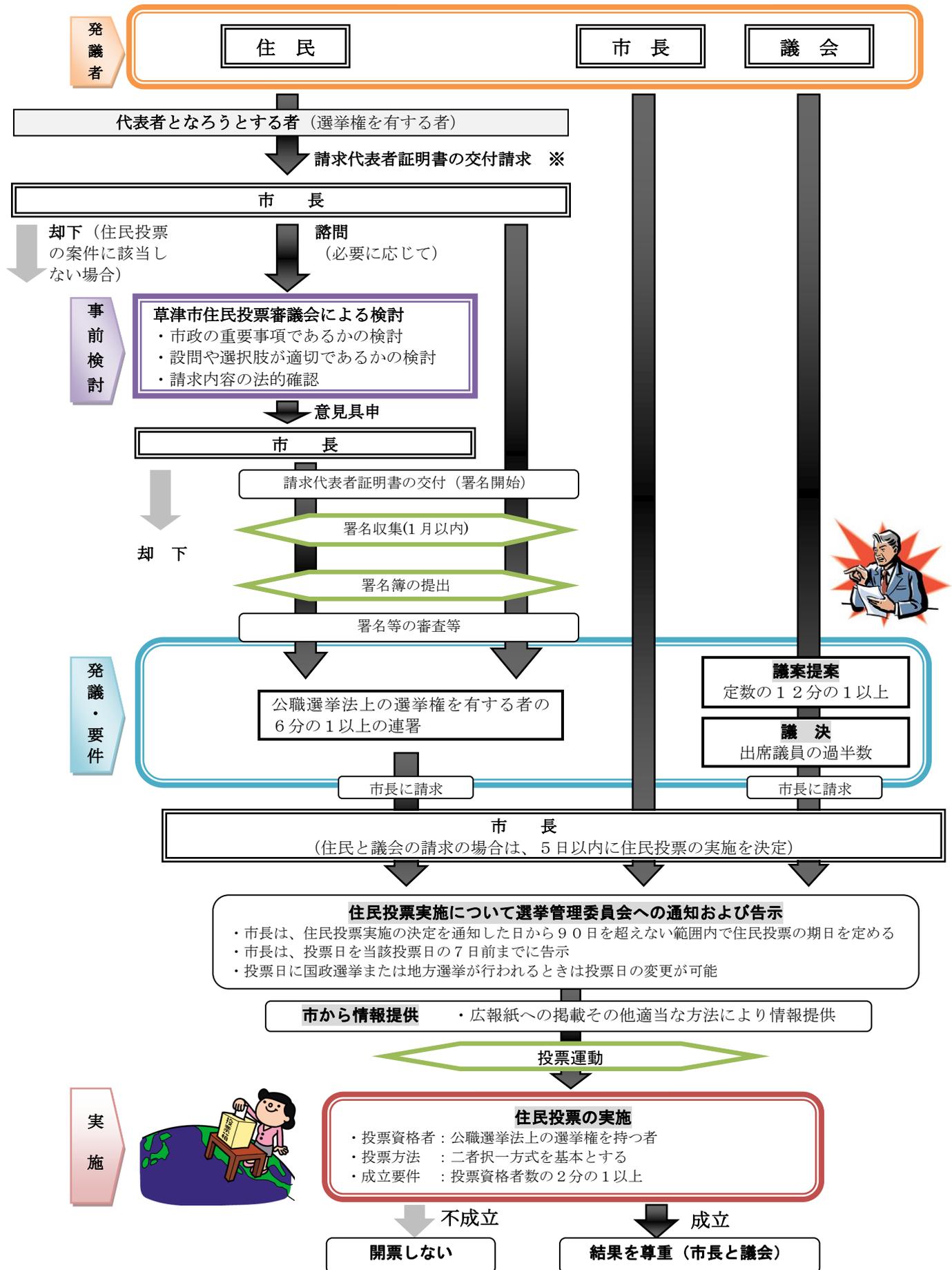
<解説>

- この条例は、周知期間、準備期間を経て平成25年3月31日から施行します。
- 本条例において、地方自治法施行令の規定を引用していますが、同施行令の改正により、署名収集委任届出書の廃止、指定都市における署名収集期間等の延長等の改正が、平成25年3月1日になされたことから、本条例を一部改正しました。
- 政令の改正内容が、地方自治法施行令第92条第3項を削り、4項以降を繰り上

げるものであったことから、それに伴い、本条例第6条第2項で引用している地方自治法施行令「第92条第5項」を「第92条第4項」に改めました。

- 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の改正により、不服申立て手続を「審査請求」に一元化、審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入等の改正が、平成28年4月1日になされたことから、本条例を一部改正しました。
- 法改正に伴い、本条例第24条の見出しを「不服申立て」から「審査請求」に改め、同条第1項中の「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項本文中の「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改めました。また、同条第3項に、「市長は、第1項の審査請求があったときは、行政不服審査法第9条第1項の規定に基づく審理員の指名についてはこれを行わないものとする。」の1項を加えました。

草津市住民投票制度の手続の流れ



※ 2年間は同一事項、同旨の事項は請求不可（住民のみ）

草津市住民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市住民投票条例（平成24年草津市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、条例の例による。

(実施の請求)

第3条 条例第3条第1項に規定する住民投票の実施の請求は、条例第8条第6項の規定による署名簿の返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書（別記様式第1号）に署名簿を添えて行わなければならない。

2 前項の請求があった場合において、住民投票の有効署名の総数が選挙権を有する者の総数の6分の1の数に達しないとき、または前項の規定による期間を経過しているときは、市長は、これを却下しなければならない。

3 第1項の請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、3日以内の期間を定めてこれを補正させなければならない。

(請求代表者証明書)

第4条 条例第5条第1項の住民投票趣意書は、別記様式第2号によるものとする。

2 条例第5条第1項の規定による請求代表者証明書の交付の申請は、請求代表者証明書交付申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

3 条例第5条第2項の請求代表者証明書は、別記様式第4号によるものとする。

4 条例第5条第2項の請求代表者証明書を交付した市長は、代表者が条例第3条第4項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(署名簿および署名等)

第5条 条例第6条第1項の署名簿は、別記様式第5号によるものとする。

2 代表者は、条例第6条第1項の規定により、住民投票の実施を請求することができる者に委任して、署名し印を押すことを求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、住民投票実施請求書またはその写し、請求代表者証明書またはその写しおよび住民投票実施請求署名収集委任状（別記様式第6号）を付した署名簿を用いなければならない。

3 市長は、条例第7条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、審査の結果署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る2以上の有効署名および印があるときは、その1を有効と決定しなければならない。

4 市長は、署名審査録（別記様式第7号）を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭および証言を求めた次第ならびに無効と決定した署名についての決定の次

第その他必要な事項をこれに記載し、署名簿の署名の効力の確定するまでの間、これを保存しなければならない。

- 5 市長は、条例第8条第5項後段の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基く旨ならびに異議の申出人の氏名および異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。
- 6 市長は、条例第8条第6項の規定により署名簿を代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名し印を押した者の総数ならびに有効署名および無効署名の総数を記載しなければならない。

(署名等の取消)

第6条 署名簿に署名し印を押した者は、代表者が条例第7条第1項の規定により署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間は、代表者を通じて、署名簿の署名および印を取り消すことができる。

(投票資格者名簿の調製等)

第7条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者が公職選挙法第11条第1項もしくは第252条もしくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなったことまたは市の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに投票資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。

- 2 市長は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったことまたは誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正または訂正をしなければならない。
- 3 市長は、投票資格者名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。
 - (1) 死亡したことまたは日本の国籍を失ったことを知ったとき。
 - (2) 第1項の表示をされた者が市の区域内に住所を有しなくなった日後4月を経過するに至ったとき。
 - (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(投票区および開票区)

第8条 住民投票の投票区は、公職選挙法第17条の規定により設けられた投票区とする。

- 2 住民投票の開票区は、市の区域による。

(投票管理者)

第9条 住民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、投票資格者の中から市長の選任した者をもって、これに充てる。
- 3 投票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(投票管理者の職務代理者および職務管掌者)

第10条 市長は、投票管理者に事故があり、または投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市長は、投票管理者およびその職務を代理すべき者に共に事故があり、またはこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員または選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票立会人)

第11条 市長は、各投票区における投票資格者名簿に登録された者(期日前投票にあつては、投票資格者)の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下(期日前投票にあつては、2人)の投票立会人を選任し、条例第13条第1項の投票日(以下「投票日」という。)の3日前まで(期日前投票にあつては、条例第13条第2項の規定により告示がなされた日)に、本人に通知しなければならない。

2 投票所(期日前投票にあつては、期日前投票所)において投票立会人が欠けた場合は、投票管理者は、その投票区の投票資格者名簿に登録された者(期日前投票にあつては、投票資格者)の中から、2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

3 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票録)

第12条 投票管理者は、住民投票投票録(別記様式第8号)を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票用紙)

第13条 投票用紙(別記様式第9号)は、住民投票の当日(期日前投票にあつては、第16条の規定による投票の日)、投票所(期日前投票にあつては、期日前投票所)において投票人に交付しなければならない。

(代理投票)

第14条 条例第16条第4項の規定による代理投票(以下「代理投票」という。)をしようとする者は、投票管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する条例第16条第3項に規定する記載をさせ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(点字投票)

第15条 盲人である投票人は、点字によって投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙(別記様式第10号)を交付しな

なければならない。

- 2 住民投票に関する記載については、公職選挙法施行令で定める点字は、文字とみなす。

(期日前投票をすることができる投票人)

第16条 住民投票の当日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、条例第13条第2項の規定により告示がなされた日の翌日から住民投票の当日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができる。

(不在者投票をすることができる投票人)

第17条 前条に規定する投票人の投票については、前条の規定によるほか、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

- 2 不在者投票管理者は、公職選挙法施行令第55条第2項、第3項および第4項第2号の規定の例により置く。この場合において、同条第2項および第4項第2号中「都道府県の選挙管理委員会が指定する」とあるのは、「市長が指定する」とする。

- 3 投票人で公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害があるものの投票については、前条および第1項の規定によるほか、その現存する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを公職選挙法第49条第2項に規定する郵便等により送付する方法により行わせることができる。

(開票管理者)

第18条 住民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、投票資格者の中から市長の選任した者をもって、これに充てる。
- 3 開票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(開票管理者の職務代理者および職務管掌者)

第19条 市長は、開票管理者に事故があり、または開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- 2 市長は、開票管理者およびその職務を代理すべき者に共に事故があり、またはこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員または選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(開票立会人)

第20条 開票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を市長が選任する。

- 2 開票立会人が3人に達しないときまたは投票日の前日までに3人に達しなくなったときは市長において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったときまたは開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないときも

しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、投票資格者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

(開票録)

第21条 開票管理者は、住民投票開票録(別記様式第11号)を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(住民投票の成立または不成立の決定等)

第22条 市長は、投票所が閉鎖されたときは、条例第20条に規定する住民投票の成立要件を満たしているかどうかを審査し、当該住民投票の成立または不成立の決定をしなければならない。

(投票結果の告示記載事項)

第23条 条例第21条第1項に規定する告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 投票日
- (2) 住民投票に付された市政に関する重要事項
- (3) 投票日における投票資格者数
- (4) 投票者総数
- (5) 投票総数
- (6) 投票の成立または不成立
- (7) 有効投票数
- (8) 有効投票の内訳
- (9) 無効投票数
- (10) 無効投票の内訳
- (11) その他必要な事項

(審査請求)

第24条 条例第24条第1項の規定による諮問は、住民投票審議会諮問通知書(別記様式第12号)により行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による答申は、住民投票審議会答申通知書(別記様式第13号)により行うものとする。

(審議会)

第25条 条例第25条第4項に規定する審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 委員長に事故あるとき、または委員長が不在のときは、副委員長が委員長の職務を行う。

3 委員長および副委員長ともに事故あるとき、または不在のときは、あらかじめ指名された委員が委員長の職務を行う。

- 4 審議会の会議は、委員長が招集する。
- 5 審議会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 6 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 7 審議会の会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 審議会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。
- 9 前項までに定めるもののほか、審議会の運営および審議の手續等に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年3月31日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年7月8日から施行する。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条第1項関係）

住民投票実施請求書

年 月 日

草津市長

住民投票実施請求代表者

住所

生年月日

性別

氏名

印

草津市住民投票条例第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり住民投票の実施を請求します。

記

1 住民投票に付そうとする市政に関する重要事項

「
」についての賛否を問う住民投票

2 請求の趣旨

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第3号（第4条第2項関係）

請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

草津市長

申請者

住所

氏名

印

草津市住民投票条例第5条第1項の規定により、住民投票趣意書を添えて、下記のとおり請求代表者証明書の交付を申請します。

記

1 住民投票に付そうとする市政に関する重要事項

「」についての賛否を問う住民投票

2 住民投票実施請求代表者になろうとする者

住所

氏名

印

生年月日

様式第4号（第4条第3項関係）

請求代表者証明書

1 住民投票に付そうとする市政に関する重要事項

「
」についての賛否を問う住民投票

2 住民投票実施請求代表者

住所
生年月日
性別
氏名

上記の者は、住民投票実施請求代表者であることを証明します。

年 月 日

草津市長

印

様式第5号（第5条第1項関係）

（表紙）

年 月 日提出

住民投票実施請求者署名簿

_____ についての賛否を問う住民投票

審査用		署名 年月日	住所	生年月日	氏名	印	代筆をした場合の代筆者の住所、生年月日、氏名および印			備考
有効無効の印	番号						住所	生年月日	氏名	
		年 月 日	草津市	年 月 日			住所			
		年 月 日	草津市	年 月 日			住所			
		年 月 日	草津市	年 月 日			住所			
		年 月 日	草津市	年 月 日			住所			
		年 月 日	草津市	年 月 日			住所			
		年 月 日	草津市	年 月 日			住所			

署名等の審査が終了した後、草津市住民投票条例第8条第2項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

様式第6号（第5条第2項関係）

住民投票実施請求署名収集委任状

1 住民投票に付そうとする市政に関する重要事項

「
」についての賛否を問う住民投票

2 受任者

住所
生年月日
性別
氏名

上記の者に対し、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求のための署名等を求めることを委任する。

年 月 日

請求代表者

住所
生年月日
性別
氏名

印

様式第8号（第12条関係）

「
年 月 日執行
」についての賛否を問う住民投票 投票録
投票区（ ）

1 投票所開設場所									
2 投票所の変更		年 月 日	場所	事由	告示年月日				
3 投票立会人		氏名		選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻および理由		
(1) 選挙管理委員会 が選任した者									
(2) 投票管理者が 選任した者				(参会時刻)	時	分			
4 投票所開閉時刻		時	開始 閉鎖	投票箱の空虚を 確認した投票者					
5 投票箱・投票録および投票資格者名簿を開 票管理者に送致すべき投票立会人		氏 名							
6 投票の状況	男女別	投票資 格者名 簿登録 者	住民投票 の当日投 票資格者 である者	投票者 イ (ロ+ ハ)	投票所における投票者		不在者投票者		
	男				総数 ロ	ロのうち仮 投票による 投票者	総数 ハ	ハのうち不 受理の決定 を受けた者 の数	ハのうち 拒否の決 定を受けた 者の数
	女								
	計								
項 目		内 容							
(1) 投票用紙再交付者		氏 名		再交付の事由					
(2) 不在者投票の用紙および封 筒を返還して投票した者		氏 名							
(3) 点字により投票をした者		人							
(4) 代理投票		投 票 人		補 助 者					
				人					
		代理投票者数		人					
(5) 投票所閉鎖の時刻までに投 票管理者の受けた不在者投票		不在者投票の受 理・不受理		投票総数		受理と決定したもの		不受理と決定したもの	
				票内		票		票	
		不受理または拒否 の決定を受けた者		不受理の決定を受けた者		代理投票の拒否の決定を受けた者			
				氏名		氏名			
(6) 投票拒否の決定をした者				投票人の氏名		拒否の事由		仮投票の有無	
		投票人不確認による投票の拒否							
		代理投票の拒否							
7 投票所事務従事者		総 数		市選挙管理委員会書記		市の職員		その他の者	
		人		人		人		人	

年 月 日調製
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票管理者（職）氏名
投票立会人 氏名
投票立会人 氏名

様式第9号（第13条関係）
（その1）

表

反対	賛成

注意

一 することに賛成の人は賛成の欄に、
反対の人は反対の欄に○をつけてください。

二 ○のほかは何も書かないでください。

草津市
選挙管理
委員会之印

についての住民投票

裏

--

備考 投票用紙の色は白色とし、印刷の文字は黒色とする。

様式第9号（第13条関係）
（その2）

表

			選択欄
			選択肢

注意

についての住民投票

草津市
選挙管理
委員会之印

一 選択肢の選択欄に○を一つ記入してください。

二 ○のほかは何も書かないでください。

裏

--

備考 投票用紙の色は白色とし、印刷の文字は黒色とする。

様式第10号（第15条第1項関係）

表

		点 字 投 票
	に つ い て の 住 民 投 票	
		草 津 市 選 挙 管 理 委 員 会 之 印

裏

--

備考

- 1 この表示は、投票用紙に印章を押しまたは印刷しておく方法によってしなければならない。
- 2 投票用紙の色は白色とし、印刷の文字は黒色とする。

様式第11号(第21条関係)

年 月 日

「 」についての賛否を問う住民投票 開票録

1	開票所開設場所										
2	開票立会人		氏名	参会または選任時刻		辞職の時刻および事由					
(1)	選挙管理委員会が選任した者										
(2)	開票管理者が選任した者										
3	開票所の開閉時刻		年 月 日	時 分開始	年 月 日	時 分閉鎖					
4	投票の状況		投票者総数A		投票資格者名簿登録者数B		投票率 A/B				
5	拒否の決定等を受けた投票		受理			不受理					
6	開票の状況										
(1)	投票の内訳		投票総数	票	有効投票	票	無効投票	票	無効投票率	%	
(2)	有効投票の内訳		記号投票		票		点字投票		票		
(3)	無効投票の内訳		無効理由				記号投票		点字投票		
			1	所定の投票用紙を用いないもの				票		票	
			2	○の記号以外の事項を記載したもの(点字投票にあつては、賛成または反対以外の事項を記載したもの)				票		票	
			3	○の記号のほか、他事を記載したもの(点字投票にあつては、賛成または反対のほか、他事を記載したもの)				票		票	
			4	○の記号を投票用紙の選択肢のいずれにも記載したもの(点字投票にあつては、賛成および反対のいずれも記載したもの)				票		票	
			5	○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したかを確認し難いもの(点字投票にあつては、賛成または反対のいずれを記載したかを確認し難いもの)				票		票	
			6	白紙投票				票		票	
			計				票		票		票
7	開票の結果		賛成			反対					
			票			票					
8	開票事務従事者		総数		市選挙管理委員会書記		市の職員		その他の者		
			人		人		人		人		

年 月 日調製 開票管理者

我々は、この住民投票開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人

開票立会人

様式第12号（第24条第1項関係）

住民投票審議会諮問通知書

第 年 月 日
号

草津市住民投票審議会
委員長 様

草津市長 印

草津市住民投票条例第5条第4項の規定に基づく通知について、審査請求があったので、同条例第24条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

住民投票条例第5条第4項の規定に基づく通知日	年 月 日
住民投票条例第5条第4項の規定により交付しないと決定した理由	
審査請求があった日	年 月 日
審査請求の内容	

様式第13号（第24条第2項関係）

住民投票審議会答申通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

草津市長

草津市住民投票審議会
委員長

年 月 日付第 号で諮問のあったことについて、当審議会では慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

草津市選挙管理委員会に対する事務委任規則

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、草津市住民投票条例（平成24年草津市条例第20号。以下「条例」という。）および草津市住民投票条例施行規則（平成25年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に規定する次に掲げる市長の権限に属する事務を選挙管理委員会に委任する。

(1) 署名関係

- ア 条例第7条第1項の規定による署名簿の受理に関する事。
- イ 条例第7条第2項の規定による署名簿の提出の却下に関する事。
- ウ 規則第5条第3項の規定による署名簿の署名の有効無効を印をもって証明すること。
- エ 条例第8条第1項の規定による署名等の効力を決定および署名者が選挙人名簿に登録された者であることの証明に関する事。
- オ 条例第8条第2項の規定による署名簿を関係人の縦覧に供することに関する事。
- カ 条例第8条第3項の規定による署名簿の縦覧の期間および場所の告示ならびにその公表に関する事。
- キ 条例第8条第4項の規定による署名簿の署名等に関する異議の申し出の受理に関する事。
- ク 条例第8条第5項の規定による異議の申出に関する決定等に関する事。
- ケ 条例第8条第6項の規定による異議についての決定および有効な署名者の総数の告示ならびに署名簿の返付に関する事。
- コ 規則第5条第4項の規定による署名審査録の作成および保存に関する事。
- サ 規則第5条第5項の規定による署名等の証明の修正等に関する事。
- シ 規則第5条第6項の規定による署名数の記載等に関する事。

(2) 投票資格者名簿関係

- ア 条例第11条第1項の規定による投票資格者名簿の調製に関する事。
- イ 条例第11条第2項の規定による投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合の投票資格者名簿の登録およびその旨の告示に関する事。
- ウ 規則第7条第1項の規定による投票資格者名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったことまたは市の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合に、投票資格者名簿にその旨の表示をすることに関する事。
- エ 規則第7条第2項の規定による投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったことまたは誤りがあることを知った場合の修正または訂正に関する事。
- オ 規則第7条第3項の規定による投票資格者名簿からの抹消およびその旨の

告示に関すること。

(3) 投票関係

- ア 条例第13条第1項の規定による投票日を定めることに関すること。
- イ 条例第13条第2項の規定による当該投票日の告示に関すること。
- ウ 条例第14条第1項の規定による投票所および期日前投票所の設置に関すること。
- エ 条例第14条第2項の規定による投票所および期日前投票所の場所の告示に関すること。
- オ 規則第9条第2項の規定による投票管理者の設置に関すること。
- カ 規則第10条第1項の規定による投票管理者の職務を代理すべき者の選任に関すること。
- キ 規則第10条第2項の規定による投票管理者の職務を管掌すべき者の選任に関すること。
- ク 規則第11条第1項の規定による投票立会人の選任等に関すること。

(4) 開票関係

- ア 規則第18条第2項の規定による開票管理者の設置に関すること。
- イ 規則第19条第1項の規定による開票管理者の職務を代理すべき者の選任に関すること。
- ウ 規則第19条第2項の規定による開票管理者の職務を管掌すべき者の選任に関すること。
- エ 規則第20条の規定による開票立会人の選任に関すること。
- オ 規則第22条の規定による住民投票の成立または不成立の決定に関すること。

(5) その他

- ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）および草津市公職選挙等執行規程（昭和58年選管告示第55号）の規定の例によることとされていること。

付 則

この規則は、平成25年3月31日から施行する。

草津市自治体基本条例

平成23年7月1日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 条例の位置付け（第2条）

第2章 市政の主体

第1節 市民（第3条）

第2節 議会（第4条）

第3節 市長（第5条）

第3章 市政の基本原則

第1節 市民参加（第6条—第8条）

第2節 情報公開（第9条—第12条）

第4章 市政運営

第1節 総合計画（第13条）

第2節 執行体制（第14条—第22条）

第5章 危機管理（第23条）

第6章 まちづくりにおける協働（第24条・第25条）

第7章 国・他の自治体との関係（第26条・第27条）

第8章 住民投票（第28条・第29条）

第9章 条例の検証および改正（第30条）

付則

前文

草津市は、豊かな水と緑に育まれた人びとの営みと街道を舞台に繰り広げられた人びとの交流が織りなす歴史と文化がいきづくまちです。

いま、さまざまな個性ある市民が、互いの存在と権利を尊重しあいながら、暮らしや活動の中で力を合わせて連携し、その積み重ねによって「いてよかった」と実感できるまちをつくること、それがわたしたちの目標です。

そのため、わたしたちはまちづくりの主体として、自ら必要と考えるまちづくりに協働して取り組みます。また、主権者である市民は、草津市全体にとって必要な取組みを地方政府である草津市に信託します。地方分権を踏まえ、市民の信託に応えうる、自立し自律する「自治体」をつくり、次の世代に継いでいくことは、市民にとって重要な責任と考えるからです。

したがって、わたしたちは、ここに、市民のめざすまちづくりに応える地方政府としての市の役割を明らかにし、市の基本原則としくみを規定した最も基本となる条例を制定します。

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 この条例は、草津市の市政における市民、議会および市長の役割を明らかにするとともに、市民の信託に応えるための基本原則としくみを定めることにより、自治の確立を図ることを目的とする。

第2節 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第2条 市は、市政運営ならびに条例の制定、改廃、解釈および運用に当たっては、この条例を基本としなければならない。

2 市は、法令の解釈および運用に当たっては、地方自治の本旨およびこの条例に照らして自ら判断しなければならない。

第2章 市政の主体

第1節 市民

(市民の役割)

第3条 市民は、互いの権利を尊重し、自らの権利を行使するに当たっては信義に従い誠実に行うものとする。

2 市民は、まちづくりが自らの主体的な活動によって支えられていることを認識し、これを尊重するものとする。

第2節 議会

(議会の役割)

第4条 議会は、市民の信託に基づく立法機能を備えた議事機関として市民の代表によって構成され、法令および条例の定めるところにより議決の権限を行使し、もって市の意思決定を担うものとする。

2 議会は、開かれた討議を基本とし、その意思決定の過程を速やかに、かつ、わかりやすく市民に明らかにするものとする。

3 議会は、市政の課題を提起し、政策の立案または提言を行うものとする。

4 議会は、執行機関の活動を監視および評価し、適正な行政運営の確保に努めるものとする。

5 議会は、前各項に規定する内容の充実を図るための法務および調査研究活動に努めるものとする。

第3節 市長

(市長等の役割)

第5条 市長は、市民の信託に基づく市の代表として、この条例の理念および制度を尊重し、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、毎年度の市政運営の方針を定め、これを市民および議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

3 執行機関の構成員および職員は、市民の信託に応えるため、この条例の理念および制度を尊重し、誠実に職務を遂行しなければならない。

4 執行機関は、市民の信託に応えるため、市政の課題を解決する組織力を高め、市政を担う職員の人材育成に取り組まなければならない。

5 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

第3章 市政の基本原則

第1節 市民参加

(市政への市民参加)

第6条 市民は、市政に参加する権利を有する。

2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不当な扱いを受けることはない。

3 市は、市民生活に影響を与える重要な条例の制定および改廃ならびに計画等の策定および改訂をする場合においては、課題の発見、立案、実施、評価等（以下「政策過程」という。）にかかる意思決定過程での早い段階から市民参加の機会を設け、市民

の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(審議会等の設置)

第7条 市は、審議会その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

2 審議会等においては、委員の意見が積極的に示され、議論によって意見が集約されるものとし、市にその過程と結果が伝わるよう、時間の確保と運営に努めなければならない。

(市民参加の確立)

第8条 前2条に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定める。

第2節 情報公開

(知る権利)

第9条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。

2 市は、市政に関する情報について、市民に説明する責任を負う。

(政策過程全体の情報共有)

第10条 市は、市民に対し、市政に関する政策過程全体の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する政策過程の各段階における正確な情報を速やかに、かつ、わかりやすく市民に提供するよう努めなければならない。

3 市は、市民が市政に関する政策過程の各段階における情報に容易に接することができるよう努めなければならない。

4 市は、審議会等の会議を、原則として公開しなければならない。

5 市は、審議会等の議事内容等を速やかに公開しなければならない。

(情報の管理と公開)

第11条 市は、市政情報を適正に管理しなければならない。

2 市は、市民への説明責任を果たすため、市政情報を適正に公開するものとする。

3 市長は、市政情報の管理および公開の取扱いについて、審議または審査する機関を設置する。

4 市政情報の管理および公開に関して必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報の保護)

第12条 市民は、自己の個人情報が適正に取り扱われる権利を有する。

- 2 市は、個人情報を保護し、適正に取り扱わなければならない。
- 3 市長は、個人情報の適正な取扱いについて審議または審査する機関を設置する。
- 4 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定める。

第4章 市政運営

第1節 総合計画

(総合計画)

第13条 市は、市政運営の最上位の計画として市民の参加を得て総合計画を策定し、総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。

- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定めた長期の基本構想と、基本構想の実現のための中期的基本計画によって構成する。
- 3 基本計画は、財政推計を踏まえ、事業によって構成される施策の体系をもつものとする。
- 4 市は、市長の任期ごとに基本計画を策定する。
- 5 市の政策は、緊急を要するもののほかは、総合計画によるものとする。
- 6 市長は、総合計画の進捗を管理し、その評価を公表するものとする。
- 7 市は、総合計画を見直すことができる。

第2節 執行体制

(財政運営)

第14条 市長は、予算の編成および執行に当たっては、総合計画と連動させ、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。

- 2 市長は、予算編成の状況および決算の状況を、わかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第15条 市長は、市政運営に反映させるため、毎年施策の評価を行い、これを公表しなければならない。

(執行体制の整備)

第16条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、市民にわかりやすく、かつ機能的・

効率的な執行体制を整備しなければならない。

(行政運営の質の向上)

第17条 市長は、市民との協働による効果的な行政運営に努めなければならない。

2 市長は、組織運営、業務執行および人事体制の在り方の向上による効果的な行政運営に努めなければならない。

(法務原則)

第18条 市長は、条例、規則、訓令および要綱（行政委員会が定める規則、規程および要綱を含む。以下この条および次条において「条例等」という。）について、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を基本として体系的に整備し、公表しなければならない。

2 市長は、条例等を整備するときは、その内容を明確にし、できる限りわかりやすくしなければならない。

3 市長は、政策の目的を実現するため、次に掲げる法務を充実させなければならない。

(1) 条例等の自治立法を積極的に行うこと。

(2) 法令を自らの責任において適正に解釈し、積極的に運用すること。

(3) 法令および条例等に関する情報の提供により、市民の活動に法務の側面から支援に努めること。

(法令遵守)

第19条 執行機関ならびにその構成員および職員は、市政の適正な運営のため、法令および条例等を遵守しなければならない。

2 法令遵守に関して必要な事項は、別に条例で定める。

(公益通報)

第20条 職員は、職務の遂行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する事実が生じ、またはまさに生じようとしているときは、これを通報するものとする。

(行政手続)

第21条 市長は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導および届出に関する手続ならびに命令等を定める手続（以下「行政手続」という。）に関し、公正の確保と透明性の向上に努めなければならない。

2 行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定める。

(権利救済)

第22条 市長は、市民の権利利益の救済を図るため、行政手続に対する不服申立てに関し、必要な措置を講じるものとする。

第5章 危機管理

(危機管理)

第23条 市長は、災害その他の非常の事態（以下「災害等」という。）に備え、市民の生命、身体および財産を守るため、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行わなければならない。

2 市長は、災害等における自助・共助の重要性に鑑み、自主防災組織等との緊密な連携に取り組まなければならない。

3 市長は、災害等において、国、他の自治体等との連携・協力体制に基づき、市民への迅速な支援ができるよう努めなければならない。

4 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、災害対応における市民相互の連携・協力の重要性を認識し、協力するように努めるものとする。

5 市民は、市長に対して防災および救援に資する情報について、個人情報の適正な取扱いの範囲内で、情報の提供を求めることができる。

第6章 まちづくりにおける協働

(市民との協働)

第24条 市がまちづくりに取り組むときは、市民との協働を基本とする。

2 市民および市は、協働によるまちづくりに必要な情報を共有するものとする。

(協働の推進)

第25条 市長は、まちづくりにおける協働に関する基本的な事項を整備するものとする。

2 市長は、まちづくりにおける協働に関して市民の主体的な活動の重要性を認識し、これを尊重するものとする。

3 市長は、前項の活動が広がるよう支援に努めるものとする。

第7章 国・他の自治体との関係

(他の自治体等との連携)

第26条 市は、広域的課題および市政の課題の解決のため、他の自治体等との連携・協調を図り、まちづくりを推進するものとする。

2 市は、国内外の自治体等との友好および相互理解を深めるため、交流に努めるものとする。

(国・県等との関係)

第27条 市は、国、県等との適切な役割分担のもと、対等な関係を確立するものとする。

第8章 住民投票

(住民投票の実施)

第28条 市長は、市政に関する重要事項について、直接、住民（本市の区域内に住所を有する者で別に条例で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）の意思を確認するため、法律に定める以外の住民投票（以下この条および次条において「住民投票」という。）を実施することができる。

2 市長は、一定数以上の住民から住民投票の実施の請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市長は、一定数以上の議員から住民投票の実施の提案が議会で行われ、その議決があったときは、住民投票を実施しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、住民投票に関して必要な事項は、別に条例で定める。

(住民投票の尊重)

第29条 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

第9章 条例の検証および改正

(条例の検証および改正)

第30条 市は、この条例を実効性のあるものとするため、この条例に基づく市政運営が行われているかを検証する制度を設けるものとする。

2 市は、この条例の目的をよりよく実現するため、改正の必要が生じた場合は、速やかに改正しなければならない。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条、第11条第4項中市政情報の管理に関する部分、第28条および第29条の規定は、この条例の施行の日

から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則（平成26年12月26日条例第45号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。



草津市住民投票条例

〔逐条解説書 改定版〕

平成28年4月発行

発行 草津市総合政策部企画調整課